

# 富山市立図書館録音図書貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は視覚障害をもつ富山市立図書館の利用者に対し、録音図書の貸出事業を行うために必要な事項を定めるものとする。

(貸出を受けることができる者)

第2条 録音図書の貸出を受けることができる者は、次の要件すべてを満たすものとする。

- (1) 富山市内に在住する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」における視覚障害級別1級から6級に該当する者

(登録)

第3条 録音図書の貸出を受けようとする者は、事前に登録をしなければならない。

2 前項の登録は、電話、口頭等により、住所、氏名、生年月日、電話番号、身体障害者手帳の番号及び等級など必要な事項を申し出て行うものとする。

(録音図書の貸出)

第4条 録音図書は、来館又は郵便法（昭和22年12月12日法律第165号）第27条の規定に基づき郵送することにより貸出するものとする。

(同時貸出の数)

第5条 同時に貸出を受けることのできる録音図書の数は、5タイトル以内とする。

(資料の範囲)

第6条 貸出を受けることのできる録音図書は、富山市立図書館所蔵のもの又は他館より借用したものとする。

(郵送貸出の申込)

第7条 郵送による録音図書の貸出申込は、電話、文書又は口頭によるものとする。

(貸出期間)

第8条 録音図書の貸出期間は、14日以内とする。

(録音図書の返却)

第9条 録音図書は、郵送又は本館へ持参することにより返却するものとする。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。